

第 1 回 法の基礎理論

今回は、憲法や身近な実定法（民法・刑法など）を学ぶ前提として、そもそも法とは何か、わが国の実定法はどのような体系となっているのか、実定法にはどのような種類があるのかなどについて検討します。

1. 法 の 概 念

- ・ 事実 (Sein) と規範 (Sollen) とは異なる。法は、規範である。
- ・ 個人規範とは異なる。法は、社会規範である。
- ・ 宗教や道徳、習俗とは異なる。法は、国家権力による強制が最終的に担保される。
- ・ 法は、人の行為規範であるとともに、裁判規範でもある。

2. 法 の 体 系

- ・ 国法秩序は、憲法、法律、命令（政令、内閣府令・省令）という順に段階構造になっている。上位の規範が下位の規範の授権規範となる。
- ・ 憲法は、国家統治の組織・作用の基本法であり、全法秩序の最高法規である。わが国では、日本国憲法が、それにあたる。
- ・ 法律は、国会が制定する法規範である（日本国憲法 41 条）。
- ・ 行政機関の制定する法規範を総称して、命令という。命令には、内閣が制定する政令（憲法 73 条 6 号）、内閣総理大臣が制定する内閣府令（内閣府設置法 7 条 3 項）、各省大臣が制定する省令（国家行政組織法 12 条 1 項）などがある。
- ・ そのほかに、衆議院は衆議院規則（憲法 58 条 2 項）を、参議院は参議院規則（同法同条）を、最高裁判所は最高裁判所規則（憲法 77 条 1 項）を、それぞれ制定する。
- ・ 地方公共団体の議会は、法律の範囲内で条例を制定する（憲法 94 条）。ただし、法令に違反しない限りにおいて制定しうる（地方自治法 14 条 1 項）。

3. 法の存在形式

- ・ 法源（裁判官が裁判をする際の依拠すべき基準）として、制定法と慣習法がある。
- ・ 判例、学説や条理が事実上の法源として認められるか否かは、議論が分かれている。

4. 法の種類

- ・ 法は、内容的に、公法と私法とに分類される。公法と私法との区別の方法については、争いがあるが、ここでは、国家の内部関係及び国家と私人との関係を規律するものを公法と、私人相互の関係を規律するものを私法と呼ぶこととする。
- ・ 公法に属する法としては、憲法、行政の組織・作用・救済に関する行政法、犯罪と刑罰に関する刑法、訴訟手続を定める訴訟法などが挙げられる。
- ・ 私法に属する法としては、私人の生活に関する民法、商人と商取引に関する商法、自国法と他国法との抵触の処理に関する国際私法などが挙げられる。
- ・ 20世紀に入り、行政権が拡大し、公法と私法との分類は相対化し、また、社会国家の理念に基づき、新たに、社会法の体系が発展した。
- ・ 社会法とは、私的自治に対する権力的統制に関する法であり、労働法や社会保障法などが挙げられる。また、社会法の登場と同時期に、経済活動に関する統制法である経済法も発展したため、経済法も社会法と同列に扱われることが多い。
- ・ 刑法と刑事手続に関する法を刑事法と、民法・商法と民事手続に関する法と民事法と、また、法律関係の実体を規律する法を実体法と、訴訟手続に関する法を訴訟法と分類することがある。

次回は、憲法解釈論の入門編として、立憲主義の基本原則について学びます。

まず、憲法とは、そもそもどのようなものであり、どのような性質をもつのでしょうか。憲法の目的は何かについて説明します。

そのうえで、日本国憲法の三大原則について講述します。みなさんは、高校までの社会科の学習で、日本国憲法の三大原則を覚えさせられた経験があるはずですが、それらの原則の意味について、きちんと説明できますか。それら3つの原則の相互の関係は、どのようになっているのでしょうか。それら3つの原則の重要性は、それぞれ等しいと言えるのでしょうか。それとも、どれか2つを犠牲にしてでも守るべき最も重要な1つの原則というものが存在するのでしょうか。こういったことについて、考えてみましょう。

次回から六法と教科書（『教育判例で読み解く憲法〔第2版〕』（学文社、2021年））を使用しますので、必ず持参してください。